横浜市空家・空地活用マッチング制度

子育て支援や子どもたちの 居場所の取組として

シニア世代の活動や 多世代交流の拠点として

マッチング制度の3つの流れ

- ① 空家・空地の活用事業の相談・情報を登録!
- ② 条件に該当する空家・空地の情報を受け取る!
- ③ 所有者とのマッチング!

詳細は裏面をご覧ください → → →

地域の方たちが集うカフェや コワーキングスペースとして

福祉事業拠点としての 障害のある人の働く場として

空家・空地を活用して地域に貢献する活動に取り組みたい方へ

地域貢献の活動拠点を探している団体や事業者と、

横浜市内の空家・空地の所有者とのマッチングをコーディネートする仕組みです。

【空家・空地を所有している方の登録も受け付けています】 詳細は裏面をご覧ください → → →

横浜市 市民協働 推進センター <問い合わせ>

A 045-671-4732

ホームページの問い合わせフォームからも相談を受け付けています。 右のQRコードからアクセスしてください。

本事業は、横浜市建築局住宅政策課(045-671-4121)と横浜市市民協働推進センター(管理運営団体:市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体)が協働で実施しています。







→ → マッチングまでの流れ ⇔ ⇔

本事業では、横浜市市民協働推進センターと住まいるインが、相互で情報共有し、登録された方の希望や条件が該当した場合に、横浜市市民協働推進センターが、所有者と活動団体・事業者等とのマッチング(対話の場)をコーディネートします。

空家・空地を地域で活用したい方(活動団体・事業者等)

<対象者>

- a. 市民で組織され、市民が自由に参加し 継続的に活動している団体又はその意向を 持っている方
- b. 事業者

<活動の要件>

自治会・町内会から理解を得られるような地域 活性化に資する事業であること。

※上記のいずれかの対象者に該当し、 非営利・公益を目的とする取組み

横浜市市民協働推進センター

☎ 045-671-4732

(平日9:00-20:00 土日・祝日9:00-17:00)



Search

ホームページの問い合わせフォームには 右上のORコードからアクセスできます。

Step 1

電話または上記フォームでご連絡いただき、 相談日をご予約ください。(その際にも、簡単 にヒアリングさせていただきます。)

Step 2

予約相談では、主に以下の内容についてお聞かせください。

- ・空家・空地を活用した事業について (事業の目的・内容、予算、期間等)
- ・空家・空地の条件について(エリア、構造等)※計画として、お考えの範囲でお聞きします。※オンラインでの対応も可能です。

Step 3

条件に該当する物件の情報があった場合、 その情報をお伝えしますので、紹介(所有者と の対話)の希望の有無をお聞かせください。

空家・空地を活用してほしい方(空家・空地の所有者)

<対象者> 空家及び空地の所有者

<対象建築物等>

横浜市内にある一戸建て住宅の空家、又は その跡地等

※建築物の老朽化が激しい、 法令に違反しているなど、 利活用に適さない場合は お断りすることがあります。



空家の総合案内窓口(住まいるイン)へ

2 045-451-7762

(平日・土日祝日 10:00-17:00)

相談窓口:

そごう横浜店9階市民フロア 9月末に「住まいるイン」が移転予定です。 詳しくは右上のQRコードからホームページを ご確認ください。※移転後、営業時間が変更 する場合がございます。

Step 1

電話または窓口でご相談の際、次の内容についてお聞かせください。

- 空家・空地の所在地、建物の構造、建築時期、 管理状況等
- 貸し出す際の条件(期間、家賃、原状回復の 有無)

Step 2

活動団体・事業者等との対話の希望がありましたら、上記で伺った空地・空家の情報を登録します。登録された空地・空家の情報は、空家の総合案内窓口(住まいるイン)から、横浜市市民協働推進センターに提供されます。

※非営利・公益を目的とした事業の実施が前提となりますので、条件はご相談させていただく場合があります。







双方の希望を確認し、対話の場を設定します。

日時は、横浜市市民協働推進センターが調整します。会場も当センター(横浜市庁舎1階)で行います。